

公益財団法人香川県下水道公社財務規程 <抜粋>

(略)

第8章 契 約

(契約の方法)

第56条 売買、委託、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

(見積書の徴収)

第57条 見積書を徴するときは、できる限り2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、見積書を徴することが困難又は不相当と認めるときは、この限りでない。

(契約書の作成)

第58条 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

(契約の記載事項)

第59条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期間及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行場所
- (2) 契約金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 権利義務の譲渡等の禁止
- (7) その他必要な事項

(契約書の省略)

第60条 次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金が50万円を超えないとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (3) 理事長が契約書の作成をする必要がないと認めたとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときにおいては、契約に必要な事項を明らかにした請書その他これに類する書面を徴さなければならない。ただし、理事長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(履行の確認)

第61条 契約の適正な履行を確保し、又は確保するため、理事長は、職員に命じて必要な監督又は検査を行わせるものとする。

(予定価格の作成)

第62条 契約を締結しようとするときは、予定価格を書面により作成しなければならない。ただし、随意契約によるもので契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の設定を要しないと認めたものについては、これを省略することができる。

(略)

(雑則)

第65条 この規程に定めるもののほか、会計処理に関し必要な事項は、理事長が定める。

(略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。